

最低制限価格制度の適用について

大竹市では予定価格が50万円を超える測量・建設コンサルタント等業務について、最低制限価格制度を令和2年4月1日から適用しています。

最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（設計金額）に基づき、業務ごとの式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額（算定額））の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。

次の算定方法で算出された価格が各業務の範囲内に収まる場合は、その価格を最低制限価格とします。

次の算定方法で算出された価格が各業務の範囲内に収まらない場合は、価格を調整し、その範囲内に収まる1,000円単位の価格とします。（次ページに計算例を記載しています）

《最低制限価格の算定方法》

【測量業務】

直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.48）

算出された価格において、予定価格（税抜）の60%～82%の範囲内で決定します。

【建築関係の建設コンサルタント業務】

直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）

算出された価格において、予定価格（税抜）の60%～80%の範囲内で決定します。

【土木関係の建設コンサルタント業務】

直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.48）

算出された価格において、予定価格（税抜）の60%～80%の範囲内で決定します。

【地質調査業務】

直接調査費＋（間接調査費×0.9）＋（解析等調査業務費×0.8）＋（諸経費×0.48）

算出された価格において、予定価格（税抜）の3分の2～85%の範囲内で決定します。

【補償関係コンサルタント業務】

直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.45）

算出された価格において、予定価格（税抜）の60%～80%の範囲内で決定します。

※ 入札額と比較する最低制限価格は、消費税抜きの金額になります。
（入札額が消費税抜きの金額のため）

《複数の業務種別を1件の業務委託案件として発注する場合》

それぞれの業務について算定額を算定し、当該算定額の合計額の 1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とします。

【計算例】 ①測量業務の算定額 1,395,302円（円未満切り捨て）
②土木関係コンサルタント業務の算定額 6,053,402円（円未満切り捨て）
①+②=7,448,704円
→最低制限価格：7,448,000円（1,000円未満の端数を切り捨てた額）

《算定した価格が範囲内にならない場合の計算例》

○上限を超える場合

【計算例】 土木関係建設コンサルタント業務（上限80%） 予定価格 3,432,000円
算定式によって算出された価格 2,951,520円
この場合、予定価格に対して86%となり、上限を超えているため80%以内になるよう価格調整が必要です。
 $2,746,000円 \div 3,432,000円 \div 80.01\% \rightarrow 80\%を越えている$
 $2,745,000円 \div 3,432,000円 \div 79.98\% \rightarrow 80\%以内$
この例での最低制限価格⇒ 2,745,000円（千円単位）

○下限を下回る場合

【計算例】 土木関係建設コンサルタント業務（下限60%） 予定価格 3,432,000円
算定式によって算出された価格 1,887,600円
この場合、予定価格に対して55%となり、下限を下回っているため60%以上になるよう価格調整が必要です。
 $2,059,000円 \div 3,432,000円 \div 59.99\% \rightarrow 60\%を下回っている$
 $2,060,000円 \div 3,432,000円 \div 60.02\% \rightarrow 60\%以上$
この例での最低制限価格⇒ 2,060,000円（千円単位）